

令和 8 年度蚊媒介感染症対策案について

1 定点モニタリング

「宮崎県蚊のモニタリング調査実施要領」（平成 28 年 5 月 9 日福祉保健部定め。令和 6 年 5 月 10 日最終改正。）に基づき以下のとおり実施する。

(1) 頻度

令和 8 年 6 月から 9 月までの 4 か月間、毎月 1 回を目途に計 4 回実施。

実施する時間帯は、午後 4 時から午後 5 時の間に実施。

(2) 調査方法

実施地点ごとに 2 名×2 か所の計 4 か所でヒト囷法により採取する。

(3) 検査項目

蚊の数、種類、性別、

ウイルス（デングウイルス、ジカウイルス、チクングニアウイルス）保有状況

(4) モニタリング地点

以下の地点で実施する。

①宮崎市中央公園（宮崎市）

②神柱公園（都城市）

③高千穂神社（高千穂町）

※①については令和 8 年度は休止。令和 9 年度以降の対応については状況に応じて検討する。

(5) その他

令和 8 年 5 月に保健所職員に対する知識・技術研修を実施。

2 県民への啓発

リーフレット・啓発資材等を作成し、保健所等を通して地域住民へ配布するほか、様々な機会において蚊の駆除方法、防除方法の啓発を行う。